

W T O 香港閣僚宣言案（林水関係）の概要

平成 17 年 11 月
農 林 水 産 省

1. 11 月 26 日（土）に各国に示された香港閣僚宣言案の趣旨

- この宣言案は、W T O 一般理事会議長及び W T O 事務局長（ラミー）により提示されたもの。
- 現在の合意を記述しているものではなく、どの点についても各国の立場を予断するものでもないことが強調されている。
- 各交渉議長その他の W T O 機関による作業を元に作成されており、附属書として、各交渉議長の交渉の現状を報告するペーパーを添付している。
- これは、第一次案であり、今後の香港閣僚会議までの加盟国による議論の進展により修正されるものとしている。

2. 閣僚宣言案の林水関係の主な内容

（1）N A M A 交渉

- 宣言案の概要は以下のとおり。
 - ・ モダリティを確立し、交渉を終結するためには、多くのことが残っていることに留意。
 - ・ 交渉グループ議長の報告に留意し、ドーハ閣僚宣言の目的を達成するために作業を強化することに合意する。
 - ・ 特に、我々は、〔・・・〕までにモダリティを確立し、それに基づき〔・・・〕までに包括的な譲許表案を提出することを決議する。

※ 〔 〕内は、香港閣僚会議において埋められる見込み。

- 附属書（交渉議長の報告ペーパー）では、香港閣僚会議の重要な目的として、以下のように記述。
 - ・ 関税削減方式の最終的な構造に関する合意及び係数の範囲の絞込み。
 - ・ 途上国向けの柔軟性に関する基本的な考え方の相違の解消。
 - ・ 非譲許品目の取扱いについて、基準値の設定に関し定量のかさ上げでよいかどうかの明確化等。

(2) ルール交渉（漁業補助金）

○ 宣言案の概要は以下のとおり。

- ・ ドーハ閣僚宣言を想起し、附属書のとおり、ルール交渉を進める意思（コミットメント）を再確認する。

○ 附属書の漁業補助金関連部分の概要は以下のとおり。

- ・ ルール交渉グループでは過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止すること等により、漁業セクターにおける補助金規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意し、漁業補助金規律の性質と程度（透明性・実施可能性の問題も含む）を決定すべく、速やかに更なる詳細な作業を行うよう要請。
- ・ また、適切かつ効果的な途上国及び後発開発途上国に対する特別かつ異なった扱いが漁業補助金交渉の不可欠な要素。